

1 0 年 保 存
機 密 性 2
平成 28 年 3 月 30 日から 平成 38 年 3 月 29 日まで

基 監 発 0330 第 1 号
基 安 安 発 0330 第 1 号
基 安 労 発 0330 第 1 号
基 安 化 発 0330 第 2 号
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

監 督 課 長
安全衛生部安 全 課 長
労働衛生課長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

「建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施に当たって
留意すべき事項について」の一部改正について

建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施については、平成 19 年 3 月 22 日付け基監発第 0322001 号・基安安発第 0322002 号・基安労発第 0322001 号・基安化発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」（以下「連名課長内かん」という。）により指示しているところであるが、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）が行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。）に全部改正され、新行審法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、連名課長内かん別紙「統括管理状況等報告運用基準」の別紙様式第 1 号「統括管理状況等報告命令書」を別紙に改め、同日から実施するので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

様式第1号

統括管理状況等報告命令書

基 署発第 号
平成 年 月 日事業の名称
責任者職氏名 殿

労働基準監督署長

貴建設現場における労働安全衛生法第15条及び第15条の2の規定による安全衛生管理体制の確立の状況、同法第29条及び第29条の2の規定による指導、指示等の実施状況並びに同法第30条の規定による統括管理業務の実施状況について承知したいので、労働安全衛生法第100条第1項の規定に基づき、別添様式第2号統括管理状況等報告（その1）に掲げる事項について下記のとおり報告することを命令する。

記

	報告対象期間	報告期日
第1回		
2		
3		
4		
5		
6		

(備考)

この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この命令に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

受領年月日	平成 年 月 日
受領者職氏名	